

# ちょっと待って!

## そこに建築できますか?



### 「市街化調整区域」での建築は 原則として**禁止**されています。

市街化調整区域は、無秩序な市街化を防ぎ、地域の自然環境や農地を守るための大切なエリアです。  
許可なく建築すると法律(都市計画法)違反となる可能性があります。

土地の利用や建築を検討している  
市民・事業者の皆様へ

計画を立てる前に、まずはご相談ください!

札幌市都市局開発指導課 TEL011-211-2512



SAPP  
RO



さっぽろ市  
02-M01-25-2373  
R7-2-1572



## これらも「建築物」です！

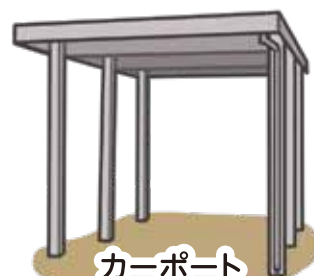
土地に定着する工作物のうち、屋根があり、柱または壁を有するものは「建築物」です。  
「簡易的な物置だから」「基礎がないから」といった自己判断で設置すると、法律違反になる可能性があります。  
規模や構造にかかわらず、設置する前にご相談ください。



プレハブ



ユニットハウス



カーポート



簡易物置



ログハウス



コンテナ

## 都市計画法違反には罰則があります！

都市計画法に違反した場合、建築物の除却や移転などの是正勧告や是正命令が出されることがあります。  
また、場合によっては以下の罰則が適用されます。



**命令違反**（命令に従わない場合）

→ **1年以下の拘禁刑**または**50万円以下の罰金**  
（都市計画法第91条）

**手続違反**（許可が必要な建築物を無許可で建築した場合）

→ **50万円以下の罰金**（都市計画法第92条）

**建築する前に、まずはお相談を！**

ご相談・お問い合わせ

（市街化調整区域での建築行為の規制・許可などについて）

札幌市都市局開発指導課 TEL011-211-2512